

事 務 連 絡
令和5年5月10日

各相談事業所長 様

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の対応について（通知）

本市福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別のご配慮をいただき、深く感謝を申し上げます。

標記の件について、厚生労働省より『新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について』（令和5年4月28日 事務連絡）のとおり通知されましたのでお知らせします。

については、各相談支援事業所におかれましては、通知のとおり必要なサービスを適切に提供していただきますようお願いいたします。

記

1 5類移行前の取扱い内容

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応のため、モニタリング実施月でない月に、モニタリングを実施した場合、継続サービス利用支援費として算定が可能

【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問23、24】

(2) サービス利用支援におけるアセスメントや継続サービス利用支援における居宅等への訪問について、電話や文書等の照会によって行うことが可能

【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問28】

2 5類移行後の取扱い内容

(1)、(2)ともに臨時的な取扱いの終了

春日市地域共生部福祉支援課
障がい福祉担当
TEL:092-584-1111